

## お知らせ

### 「被保険者期間」算入要件の変更について

失業給付を受給するには、「被保険者期間」が離職の日以前2年間に12カ月必要<sup>※1</sup>です。

従来は、離職日から1カ月ごとに区切った期間において、賃金支払の対象となる日<sup>※2</sup>（賃金支払基礎日数）が11日以上なければ「被保険者期間1カ月」とすることができませんでした。

※1：離職理由が自己都合の場合。会社都合の場合は6カ月

※2：労働日、年次有給休暇など、賃金支払いの基礎となった日

令和2年8月1日以降は従来に加え、賃金支払基礎日数が10日以下であっても労働時間数が80時間以上あれば「被保険者期間1カ月」となります。

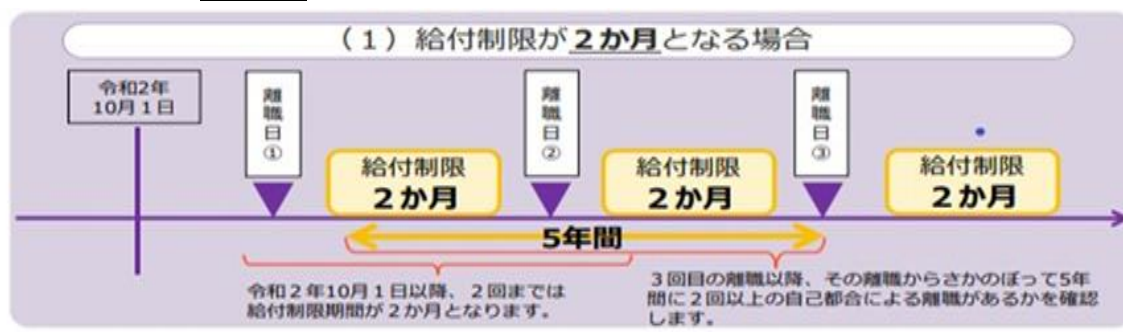
「被保険者期間」 算入可否	賃金支払基礎日数	
	11日以上	10日以下
変更前	○	×
変更後 (令和2年8月1日以降)	○	労働時間数が80時間以上 であれば ○

今後、賃金支払基礎日数が10日以下の場合は、その期間の労働時間数について問合せをさせていただきます。

### 給付制限期間の短縮について

失業給付を受給する際、自己都合により離職された方は給付制限期間（失業給付の支給を受けられない{制限される}期間）があります。

従来、給付制限期間は3か月間でしたが、令和2年10月1日以降に離職された方については、給付制限期間が **2か月間** に短縮されます。（但し、5年間で2回まで）



\* 自己の責めに帰すべき重大な理由で離職した方の給付制限期間は、これまで通りの3か月間です。  
会社都合で離職した場合、給付制限期間はありません。

内容に関するお問合せやご相談は  
吉田宏司事務所 (03-3274-0656 [y-jimusho@fukusikyokai.com](mailto:y-jimusho@fukusikyokai.com)) までご連絡ください。